

平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第3回権利擁護専門部会 次第

日時 平成31年1月24日（木）午後6時30分から
場所 文京区民センター3階 3B会議室

1 開会

2 議題

(1) 文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告（案）について

(2) 次回日程

次回：2月18日（月）午後6時30分～
文京区民センター2階 2A会議室

(3) その他

【配付資料】

- ・開催次第
- ・委員名簿 【資料第1号】
- ・文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会報告（案） 【資料第2号】
- ・平成29年第2回権利擁護専門部会要点記録 【資料第3号】
- ・平成29年第3回権利擁護専門部会要点記録 【資料第4号】
- ・平成29年第4回権利擁護専門部会要点記録 【資料第5号】
- ・第2回権利擁護専門部会要点記録 【参考資料】

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会員名簿

平成30年4月1日

敬称略

役職名	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長	高山 直樹	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
親会委員	松下 功一	文京槐の会 は〜と・ピア2施設長
親会委員	大形 利裕	文京区障害者就労支援センター センター長
親会委員	安達 勇二	文京地域生活支援センターあかり
委員	新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃	美濃口 和之	文京区障害者基幹相談支援センター
〃	浦崎 寛泰	弁護士
〃	箱石 まみ	司法書士
〃	本山 棣子	文京区民生委員・児童委員協議会 本富士地区副会長
〃	賀藤 一示	文京区知的障害者相談員
〃	杉浦 幸介	当事者委員
〃	久米 佳江	当事者委員
〃	平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
区 委員	永尾 真一	知的障害者福祉司
〃	渋谷 尚希	身体障害者福祉司
〃	小谷野 恵美	予防対策課保健指導係長
事務局	林 悦子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	田中 静恵	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	井美 有希未	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	水江 純一	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	神山 美樹	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局	宮里 香弥子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

意思決定支援を考える（案）
～障害者の選挙行動支援の現場から～

2019.01.23

文案：新堀

1. はじめに

私ども、文京区自立支援協議会権利擁護専門部会（以下「当部会」と呼称する）では、文京区自立支援協議会（以下「親会」と呼称する）からの下命事項に基づき、障害者の権利擁護に関する理解の促進や意識の涵養、観点の敷衍に向け、検討と活動を続けてきた。

具体的な権利擁護の仕組みや活動、理解については、成年後見制度に関し、より権利擁護の観点に基づいた運用や理解促進のあり方などについて深めてきた。

また、権利擁護の理解、考え方の極めて重要な観点として、意思決定支援が盛んに喧伝されている所であり、意思決定とはなにか、意思決定支援とは何か、どう理解すべきことか、またその敷衍には、どのような展開があり得るのか、当部会において、侃々諤々の議論を積み重ねてきた。

今般、意思決定支援についての、当部会の見解が、粗々であるが一応のまとまりができたので、そのプロセスと一つの見解、今後の方向性について報告する。

2. 経緯

当部会において、意思決定支援について深め、広めるという下命事項は、権利擁護の観点からは、常に基礎をなす概念であると考え、意思決定と明文化されたのは、平成28年度の下命事項からである。

平成28年7月11日に開催された、平成28年度第1回権利擁護専門部会において、当部会への下命事項である「成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを検討する。」を確認し、ひとつには、前段で概観した成年後見制度についてと、もう一点として、意思決定審のあり方について検討することが確認された。

意思決定支援については、ひとつには「意思決定とはなにか」と、もう一点として「意思決定を支援するとは何か」について、これまでも理解を深めてきたところではあるが、学術的にも、談論風発しているものの、明確に規定できていない状況にある。

そこで、当部会では、「意思」として、例えば、お弁当についてくるお味噌汁が、わかめとしじみとが選べるとあった場合、どちらか選べると理解することや、どちらを選ぶのも自由であるが、その選びかたとしての「好み」を、自由意思によって「選べる」。そのようなことで意思決定を理解したらよいのではないかと、共通理解することとした。

余談であるが、意思決定を語る際、自己決定との相違点がクローズアップされる場所であるが、自己決定については、決定までのプロセスに、各種条件・要件や、決定に伴う責任についての理解など、かなり重要な決定を含むことが多いと考えられる。意思決定においては、それらを否定するものではないが、より身近で、先の例のように、みそ汁の選択など簡単（と言ってしまうのも課題であるが）なところから含まれるものであるといえよう。

課題としたところは、知的障害や発達障害、パワレスにある方々にとっては、それらの簡単な意思決定場

【資料第2号】

面においても、最初から無理だと評価され経験すらできなかつたり、失敗体験の蓄積により、自らの意思を確認（決定）できなくなっていることも大いに考えられるからである。

伝統的カナータイプの自閉症スペクトラム症の方とえば、新しい物・事への適応が極めて難しいとの認識が一般的であろうと考えるが、特別支援教育の現場においては、反復することによる環境への適合やあらたな獲得が報告されているところである。

それらを加味すると、これまで、いかに意思決定について権利侵害が起こっていたのか、ということが理解できよう。

このような、今後の方向性確認を第1回部会において行ったのであるが、具体的な行動計画については、議論百出し、まとまる気配を見せなかったのであるが、委員からの一つの報告「リアン文京における投票支援」によって、一気に方向が固まりを見せたのである。

3. 情報収集と意見交換の傾向

平成29年度第1回部会において、意思決定支援の一つの在り方として、投票行動を研究することとなり、リアン文京における取組の調査と分析、担当者との意見交換を行った。

投票行動の支援現場における様々な取り組み、工夫、関係者や特に家族の理解などを伺った結果と、当部会員とのディスカッションにより、次のような意見に集約された。

- ・障害がある人が、だれに投票するかなど判断できるか疑問がある
→我々も、立候補者すべての公約に知悉して投票しているわけではない。
- ・障害がある人の、投票行動における意思決定には配慮が必要
→選挙管理委員会等で、方法等について相談できる体制が整いつつある
- ・理解しやすい説明を受けられる機会が少なく、だれに投票したらいいか分からない
→障害があっても、立派な有権者である認識を広げる必要がある

投票後の様子として

- ・投票後、誇らしげな様子があった。一つ、大きなことを成し遂げた達成感がある模様
- ・ご自身が投票した人のニュース等に、興味を持つようになった
- ・親御さんに、重度障害のお子さんが投票できたことについて、驚きと成長に喜ぶ様子があった
- ・次の投票時に、積極性が生まれた

などが報告され、結論として、「投票行動は意思決定そのものである」と確認された。

4. 投票支援における意思決定支援とは

当部会においては、投票行動を支援することは主眼としていない。しかし、前段の確認事項として、投票行動は、意思決定そのものの行動であり、それを支援することは、すなわち意思決定支援であると位置づけられた。

この確認事項で特筆すべきことは、この支援活動が、単なる支援の一具体案ではなく、本人や家族、関係者、はたまた議論にかかわった人たちにおいても、行動変容や意識の変革が起こったことである。

前段でも述べた、「自分の子どもが投票などできるわけがない」と、これまでは考えたことのない親御さんであっても、チャレンジすることの意義を感じていただいたであろうし、リアン文京のスタッフの皆さんも、投票後の彼らの変容を肌で感じ、行動を起こすことの意義について再認識したであろうと考える。

我々、当会の委員も同様である。当初、投票について、だれに投票するかなどの選択と決定は、その情報量及び理解力等から、かなり難しいものと捉えていたのではないだろうか。それが、この支援のプロセスに

接することにより、最初からできないと考えていること、そのものこそ権利侵害のスタートであることを強く認識し、行動してみることの重要性を確認できたのではないだろうか。

5. 今後の展開

前述の、チャレンジしてみること、行動してみることの大きな成果についてまとめ、伝えることにより、投票支援の活動を通して、意思決定の在り方とその支援の方策、観点について会得していただくことが必要と考えている。

具体的な行動は、投票支援の仕組みであるので、自治体によっても差異は生じると思われる。しかし、文京区における実績を紹介することや、他での実施を検討している所があれば、その実施に協力し、その結果を文京区の障害福祉、権利擁護の推進に必要なパワーをフィードバックすることが出来るのではないだろうか。

今回の、投票支援の行動は、ひとつの具体策でしかなく、本来の意思決定支援は、さらに広い分野や活動に必要な概念であると考えているが、権利擁護や意思決定などは、概念的な要素が強いことから、具体的もしくは客観的にとらえることが難しい物とも理解している。

総じて、特に知的障害のある方や新しい行動をとることが難しい方にとって、成功体験を体感できることは数少なく、投票行動など具体的な行動を多くとることにより、あらたなチャレンジにつながり、またその体験や活動が、多くの人に伝わることによって、権利擁護が、どちらかが擁護する・擁護されるなどの観点で語られることなく、ユニバーサルデザインやノーマライゼーション、メインストリームなどが意識せずに実現できる社会の醸成につながっていくのではないだろうか。

平成29年度 文京区障害者地域自立支援協会
第2回権利擁護専門部会 議事録

1. 日時 平成29年10月5日（木）午後6時30分から8時
2. 場所 文京総合福祉センター4階 地域活動室C
3. 出席者 【委員】 松下 功一・大形 利裕・安達 勇二・新堀 季之・美濃口 和之・
箱石 まみ・賀藤 一示・杉浦 幸介・久米 佳江・佐藤 真魚・
永尾 真一・小谷野 恵美
欠席者 【協議会会長】 高山 直樹【委員】 浦崎 寛泰・中村 智恵子・渋谷 尚希
- 4 次第 1 開会

2. 議題

(1) リアン文京の選挙投票支援を通じた意思決定支援について

- ・リアン文京による選挙投票支援について経過説明、状況報告
～リアン文京 小林係長より～
- ・質疑応答
- ・意見交換、権利擁護専門部会の下命事項の確認について

3. その他

【配布資料】

- ・開催次第
- ・利用者選挙参加への取り組み
- ・障害当事者部会作成広報誌

【はじめに】

本日は、リアン文京の小林係長から7月に行われた東京都議会議員選挙について、利用者が選挙に投票した工夫や取り組み、障害があっても選挙に投票をした意味や、意思決定支援の難しさについてなどの話があった。

【利用者選挙参加への取り組み】 リアン文京 小林係長

<絆社会の実現を目指す地域と繋がる8つの柱>

リアン文京で大切にしていることの一つに「絆社会の実現」に向けて地域と繋がっていくための活動がある。共生社会、共生の町づくりとして「その人らしい生き方」「一人ひとりの生きる道」を認め合い、ともに生きる社会の実現を目指している。「絆社会の実現」に向けてチームリアンとして事業横断型で取り組み、8つの柱を定めている。

「共に生きる」「交流する」「出会う」「支えあう」「育む」「参加する」「伝える」「集う」である。

「共に生きる」では、障害者の社会参加促進をめざし、利用者を対象とした選挙の投票所の設置、地域への外出など、障害のあるなしに関わらず、地域で暮らす全ての人々との架け橋となるべくひとつひとつ積み重ねている。

選挙の投票については、地域の一員としてリアン文京が取り組んだ大きな一歩と考えている。

「交流する」では多世代交流を1階のカフェで定期的を開催している。

「出会う」「支えあう」「育む」「参加する」「伝える」「集う」では事業横断型で取り組んでいる。

入所施設の概要として、入所者の年齢の幅が広い(20歳代から70歳代まで)のも特徴である。

余暇支援については、利用者の得意なものに取り組むようにし、一人ひとりの個性を尊重して活動を行っている。

地域交流では、カフェでコンサートを開いたり、「縁が和」では子どもから高齢者まで多世代での交流を行っている。餅つきを通じて地域の町内会と利用者の交流をしている。

外出支援では、先日は両国に相撲を見に行った。利用者は外出が好きなようだ。リアン文京のフェイスブックで外出支援などの活動を発信している。

<成年被後見人の方々の選挙権について>

成年被後見人の選挙権について、平成25年5月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律が成立、公布された。これを踏まえ、リアン文京では利用者の選挙支援についての取り組みについて考え、実施してきた。

リアン文京開設からこれまでの利用者の選挙行為として

○リアン文京に住所がある利用者は、江戸川橋体育館が投票所になっているので行かなければ投票できない。(江戸川橋体育館までの道は急な坂である)

○投票用紙が住民票のあるところに郵便で届くので、リアン文京に住んでいて行くことのできない人がいた。

○親のところに届いた投票用紙を利用者に渡して郵送で不在者投票で投票を行った。

利用者に選挙権の行使をして欲しいと考えた時、どうしたら利用者みんなが投票できるのか、文京区のバックアップなどを得ながら文京区選挙管理委員会との話し合いを行い、東京都の不在者投票所の指定認定を受けた。

認定を受けたことや、不在者投票のことなどを家族会にも説明をした。

手をつなぐ親の会(狛江市)のDVDを見て準備をした。

<模擬選挙で行ったことや工夫>

○不在者投票をする際、本人の意思の確認をどのようにしたらいいか、手順とルールを決めた。

○模擬選挙を不在者投票日1週間前から行った。いつもの場所だから落ち着いて選挙ができるように、当日と同じようにして実施した。普段からかわりがある職員がそば

について投票が出来ることが大切だと思った。

○立候補者の説明について誘導するような行為であってはいけないと考えた。

<不在者投票当日の流れ>

○記録として写真を撮った。

○模擬選挙をやってよかった。2回やる意味があった。

○不在者投票当日の流れについて、選挙管理委員会から意見をもらった。通常の投票所にはないが、漢字にルビをふる、ひらがなで書く、ポスターを貼る、など配慮をしてもいいことを知った。

<振り返りと課題>

○障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援 ガイドライン(案)について再度確認したい

○事前に立候補者について選挙新聞などで説明したが理解することが難しかった。

○職員が立候補者のマニフェストなどを整理して利用者に伝える事に違和感を感じるの
であえて実施しなかった。

○立候補者などがマニフェストなどを直接話しに来てくれるといいのではないか。

○滝野川学園の選挙の方法について今後検討していきたい。

<代理投票補助を通しての意思決定支援の実際>

○意思決定支援において、代理投票補助者に対し合理的配慮が必要だと考える。

○まばたき、うなずき、くびふりの行為においても意思表示とする。

○模擬投票を行い職員との体験を共有し、代理投票実施者であることをわかってもらう。

○本人に分かりやすいことが大切である

<次回の選挙について>

10月22日の衆議院議員総選挙は「小選挙区」「比例代表」「国民審査」など前回の都議会議員選挙より複雑なため、マニフェスト、政党、国民審査など意思決定支援について更なる工夫や課題が残る。一人の支援者ではなく、チームで支援できるといいと考えている。

【質疑応答】

○たとえばマニフェストなどにおいてルビを振るなど分かりやすくしたらどうか。

○そもそも選挙の意味がわかるか？

→選挙の意味がわからないから投票しなくてもいいということではない。まずは選挙に行き投票することに重点を置いてみた。そこから選挙について理解を深めていってもいいのではないかと感じた。

→選挙とはその人が持っている権利なので職員が意見を言うことではなく、選挙権の行使を大切にしなければならないと考える。

→選挙の意味といわれるとわからないかもしれないが、特別支援学校などでも生徒会長

- を選ぶとき選挙をしている。障害があっても意思を持って投票していると感じる。
- 選挙自体を知らなければ投票所に行っても何をしたらいいのかわからなのではないか。選挙の理解も大切ではないか。
 - 名前が面白かったなどが投票理由となっていて、選挙自体を理解していない利用者さんも実際はいた。選挙の意味を伝えていくことも必要と感じる。
 - もともと選挙について知っていた認知症高齢者に選挙を伝えていくことと、選挙について知らない知的障害の方に一から選挙を伝えていくことは全く違うこと。難しいだろうと思う。
 - 10月の選挙では国民審査もあり、説明していくのがとても難しいのではないか。
 - 被後見人にも選挙権があるが、候補者の政策などの情報を後見人はどこまで提供していいのか悩んでいる。
 - 滝野川学園では立候補者が学園に来て演説をする。演説を聞くことでどの人に投票しようと思うかがはっきりする。立候補者の好き嫌いのタイプがはっきりする。投票は2回指をさして確認している。
 - 立候補者などから直接演説が聞けると分かりやすい。
 - 選挙新聞だけではなく、選挙放送を利用してもいいかもしれない。
 - 障害があると初めての場所だと緊張してしまうので模擬投票はいいと思う。投票することで、選挙に興味を持つきっかけになる。
 - リアン文京の選挙に対する真摯な気持ちに感動した。
 - リアン文京で行った不在者投票では普段から関わっている人が利用者の意思表示を確認しながら投票することが出来たが、一般の投票所だと区の職員などが対応することになるので初めて関わる人になってしまう。
 - 普段から関わっている職員の対応なら利用者さんの安心も大きい。障害や認知症のある方が一般の投票所に来ることもあるだろうから、投票所の職員がどう対応していけるのか検討していく必要があるのではないかと感じた。
 - 選挙に初めて行ったときは何をしたいのか全くわからなかった。模擬投票はイメージができるためとてもいい取り組みだと感じた。
 - 障害者や高齢者のためにコミュニケーションボードの設置をしているがわかり難いかもしれない。更なる工夫の必要性を感じる。
 - 東京都議会議員選挙での不在者投票で利用者自身から「投票できたことが素晴らしい」との意見が出たことがよかった。あきらめなくてよかった。
 - 選挙を通じて地域の人や、選挙管理委員会の理解を得ることが出来た。選挙を通じて関係各所とコミュニケーションをすることで障害に対する理解が深まった。
 - 長期入院や施設入所している人たちが選挙権を行使ができるようになればいいと感じた。
 - 長期入院や施設入所しているということで不在者投票ということでは、社会と隔離さ

【資料第3号】

れ地域の一員としての当然の権利が失われることになる。本来であれば一般の投票所で投票すべきであり、投票したい場所で投票をするべきである。

- 意思の確認を徹底していく。そのプロセスを大切にしている
- 相談支援は意思決定支援であり、あらためて意思決定支援を大切にしていきたいと感じている。
- 今回のリアン文京の取り組みは素晴らしいと思う。出来ない理由を数えてやらないことは簡単であるが、出来る事を積み重ねることが大切である。取り組んでいくうちに裾野が広がっていく。素晴らしいで終わらず繋げていきたい。今後も情報交換をしていきたい。
- とりあえず行動に移すことが大切。将来は場所を選ばず権利の行使ができることが理想。そのための取り組みを検討する必要がある。
- 選挙をサポートしている地域同士で意見や情報を交換し合うのは面白いのではないか。
- 滝野川学園は候補者が利用者に演説を行う機会を約20年間継続して設けている。候補者の代理人が演説を行うこともあるが市議は本人が演説を行っている。
- 滝野川学園の資料を共有したい
- 国立市は立候補者自身が選挙演説に来ている。
- 演説を聞きたいという声を発信して、文京区でも演説を聞く機会を設けたい。

【その他】

- 次回は12月13日（月）18：30から 会場：文京区民センター2階 2B会議室
- 衆議院議員選挙でのリアン文京利用者の様子をお聞きしたい。

平成29年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第3回権利擁護部会 議事録

1. 日時 平成29年12月13日（水）午後6時30分から8時
2. 場所 文京区民センター2階 2B会議室
3. 〈ゲストスピーカー〉 社会福祉法人武蔵野会 障害者支援施設リアン文京
小林係長

出席者【委員】 松下 功一・大形 利裕・新堀 季之・美濃口 和之・浦崎 寛泰・
箱石 まみ・中村 智恵子・久米 佳江・佐藤 真魚・永尾 真一・
小谷野 恵美

欠席者 【協議会会長】 高山 直樹

【委員】 杉浦 幸介、安達 勇二、賀藤 一示、渋谷 尚希

4 次第 1 開会

2. 議題

- (1) 狛江市選挙補助DVD視聴
- (2) 選挙投票支援を通じた意思決定支援及び自己決定について
(リアン文京の実践報告を振り返って)
- (3) 関係機関における選挙投票支援等について
(前回衆議院議員選挙における支援についての情報共有等)
- (4) その他

【配布資料】

- ・開催次第
- ・第2回権利擁護専門部会議事録

【はじめに】

会長より

第2回権利擁護部会では障害があっても選挙の理解を深めることや、投票に行くことの意味について話し合った。意思決定支援ではプロセスが大切、選挙は権利なので大切にしていかなければならない。

10月に行われた衆議院議員選挙を終えて、リアン文京小林係長から選挙での様子を報告していただき、また狛江市手をつなぐ親の会が狛江市と狛江市選挙管理委員会と協力して作成したDVDを見て意見を出していただきたい。最後に前回の振り返りや意見を聞いて次回開催に繋げていきたい。

～リアン文京の実践報告を振り返って～

小林係長より

先の衆議院議員選挙では、10月初めに選挙管理委員（以下選管）と不在者投票の打ち合わせを行い、10月10日リアン文京で利用者と職員で模擬投票を行った。10月中旬選挙の広報紙が夜中に出来上がり翌日リアン文京の不在者投票を実施した。候補者の広報紙作成など選挙準備の時間の余裕がなかった。不在者投票当日は、候補者の名前を選管の許可を得て拡大し、写真が入った広報紙を利用者に渡した。写真が入っていると利用者にとってわかりやすかったようだ。政見放送はスケジュールがタイトで見ることが出来なかった。

今回の選挙は小選挙区、比例代表、国民審査と7月の都議会選挙より複雑であったが2回目ということで慣れた様子で投票することが出来た。前回の経験が次に繋がっていると感じた。利用者から「だれに投票したらいいかわからない」などの質問を受けた職員はいなかった。「候補者を利用者自身で選び、投票用紙に自分で鉛筆記入する」という意思を利用者から感じたし、投票用紙を投票箱に入れるときは誇らしげな顔で投票していた。

利用者35名の不在者投票の投票券を請求し29名が投票を行った。選挙当日、親が投票所に同行して投票した利用者もいた。不在者投票、期日前投票、当日に投票するなど今後選択肢が広がるようにしていきたい。

利用者がどんな理由でその候補者を選んでいるか、利用者がどこまで理解して投票しているかなど選挙公示日から不在者投票まで時間が短いこともあり、意思決定支援の難しさを感じている。法人で合理的配慮などの実践としてまとめるように課題が出ているので近いうちにHPにアップしたいと思っている。

【感想や質問】

○不在者投票 2 回目にして慣れた様子が見られたというお話があったが素晴らしいと思った。

○リアン文京内での不在者投票を親御さんはどのように感じているのでしょうか？

→いい取り組みだと多くの方から評価してもらっている。中には親子で一緒に投票所に行って投票することを楽しみにしている方もいるので、そのような配慮も必要だと感じている。

○義務教育やその後の学校教育のなかで選挙の教育をして欲しい。教育の土壌が無いと大人になって選挙に行っても理解が深まらないと思う。

○法教育は子どもの頃から長い時間をかけて培われてくるものであり、選挙も同様である。意思決定支援も長い目で見えていく必要があり、また支援者の意見とにならないようにすることが大切である。

○衆議院議員選挙前に行われた選管との不在者投票の打ち合わせに特養や病院は数名参加していたが障害分野はリアンだけの参加であった。障害分野の施設での不在者投票をしているところは少ない。

【資料第4号】

○東京都の障害施設で不在者投票を行っているところは21施設あるが、少ないと感じる。
(障害施設で不在者投票を行っているところに) 実際にどんな方法で行っているか聞いてみたい。

○滝乃川学園には選挙の前に立候補者が来てくれるので障害があっても選挙公約などが分かりやすい。

○文京区には26投票所があるが、話し合ったことを実践に生かして行きたい。

○精神障害の方の選挙についてどうでしょうか？

→選挙について職員から話をしなくても選挙に興味がある利用者は自分から話をしてくれる。実際に選挙の相談を受けたことはない。各自の意志に任せているのでどのようにしているか把握していない。

○リアン文京が行った不在者投票は衆議院議員選挙で2回目であったがいろいろな気付きがあった。その気付きを選管や立候補者にフィードバックしたらどうか。

○選挙の際、不在者投票に取り組むことによって周りの行動に変容があるように思う。本人だけでなく、親族、支援者、行政も変わってきていると感じる。関心が高まることで意思決定支援の大切さを考えるきっかけとなるのではないか。意思決定支援を支援者が進めるのではなく利用者がかかわることで理解が深まる。

○投票所の中で選挙を通して利用者の意思決定支援の難しさを感じたが、利用者が投票し、できた時の嬉しそうな表情を見ることができた。

○意思決定支援は場面を切り取って行うのではなく、日頃のかかわりの中での信頼関係があり日常とは切り離せないものである。

【その他】

- ・就労支援施設や障害支援施設で選挙について勉強会を行いたい。
- ・来期は任期改正があります。
- ・30年度に向けて次回(第4回)何か成果を出していきたい。
- ・部会として予算がないのでアンケートも取れない。
- ・第4回部会で親の会の下命事項との連動し、報告する内容について検討したい。
- ・29年度4回目の部会は2月行い今年度のまとめをしたい。親の会、会開催が1月は決まっているが3月は決まっていないはず。日程があまり近くないほうが良いと思うが日程を調整して次回開催日時は事務局から提案します。

平成29年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第4回権利擁護専門部会 議事録

1. 日時 平成30年2月22日（木）午後6時30分から8時
2. 場所 文京区民センター3階 3D会議室
3. 出席者 松下 功一・大形 利裕・新堀 季之・美濃口 和之・箱石 まみ・中村 智恵子・
賀藤 一示・杉浦 幸介・久米 佳江・佐藤 真魚・永尾 真一・渋谷 尚希
欠席者 高山 直樹 安達 勇二・浦崎 寛泰・小谷野 恵美（敬称略）
- 4 次第 1 開会
2. 議題（1）今年度の振り返り
（2）来年度の方向性について
（3）その他

【配付資料】

- ・開催次第
- ・第3回権利擁護専門部会報告書

〈はじめに〉 障害福祉課 中澤係長より連絡

自立支援協議会の親会より、議論をして検証するという観点や、文京区障害者児計画のチェック機能という観点から、委員の任期が2年では短いのではないか、という意見があった。そこで、任期を1年延長することが可能であるか確認したい。法人で受けている委員で人事異動があった場合は後任の方に委員を引き受けてもらいたい。不都合がある場合は障害福祉課に連絡してほしい。

（1）今年度の振り返り（2）来年度の方向性について

○29年度の下命事項としては

- ・権利擁護に関する課題や支援の在り方についての調査・研究・検討を行う
〈区内地域で活動する関係機関等とのネットワークを強化し、相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みを検討する〉というものであった。
- ・上記の下命事項について、一年目として障害者権利条約に触れ、選挙支援を通じて、意思決定支援のあり方について検討してきた。
また、障害者の成年後見制度利用が進んでいないこと、この部会で討議した内容を区民へ発信していくことについては、まだ検討が出来ていない。

選挙について

- 今年、部会で投票行動にスポットを当てて意思決定支援を考えてきた。
- リアン文京の選挙の取り組みの素晴らしさを知り、狛江市の取り組みのDVDを見て、障害当事者や家族、投票事務に関わる区の職員など、もっと知ってもらう必要があるのではないかと感じた。
- 障害を持った方々が時間を掛けて投票をするということの大切さと意味を知った。
- 重度の障害がある人が選挙することは皆にとってもいい選挙のはず
- 選挙報道はTVで聞こえが悪い方には手話などがあるが、知的障害の方向けの政見放送がないのであれば良いと思う。

- 候補者が障害者に分かりやすく話をする実践を行っていることでは滝野川学園の例がある。
- 意思決定支援について選挙を通じて、出来そうで出来なかったことがあったということを感じさせられた。「支援者があきらめていたことがあったかもしれない」という気付きがあった。
- 「あたり前のことをあたり前にすること」の意味や大切さなどについて考えてきた。
- 選挙に行き、自分で候補者を決めて投票するということが本人の自信になる。
- 選挙に投票に行く、候補者を選ぶなど、行動を起こすことで本人も親も（両面で）意識が変わる。
- 障害があると選挙について、新聞を読んだだけでは分からないことが多い。施設に入っていない人でも分かりやすく説明してくれる場所や機会が欲しいと思った。
- 選挙については、課題を抽出して部会として、選挙管理委員など多方面に向けて、発信していく必要を感じた。
- リアン文京での選挙の取り組みの紹介や「選挙」をテーマとした座談会などを企画して実施したい。また、実施することが大切だと考える。
- 31年4月都議会議員選挙がある予定。30年度の部会で準備が出来るのではないかと。

成年後見制度について

- 成年後見制度利用促進法がH28年施行されたが、成年後見制度の利用の促進について、なかなか進んでいない。
- 成年後見制度利用促進法には、地域の特性を活かして進めてほしいとある。
- 成年後見人を受任している委員から、成年後見制度についての情報提供をしていきたい。
- 障害者が就労している会社から、成年後見制度の利用の促進が進んでいないと心配する声がある。
- 民生委員の勉強会にも成年後見制度をテーマにしたものがある。
- 地域に暮らす聾者でよくわからずに、司法書士が後見人になって通帳や印鑑を渡してしまったが、本人はそれを望んでいなかった。そのために、本人が民生委員の所に相談に来た。弁護士が申し立てをして通帳と印鑑を本人に返してもらったという事例を知っている。誰のための成年後見制度なのか疑問に思う。
- 利用促進に社協がかかわりを持つという流れになるか。
- 親が後見人になっている間はいいが、親が亡くなった後、第三者の後見人が就任すると報酬が高い。後見制度を使うことが本人にとっていいのかと悩むことがある。
- 市民後見人は報酬を安く受けてくれるとうれしい。
- 知的障害者の場合、本人を支えるサポーターのようなボランティアの方が近所において、その方が本人の親亡き後、市民後見人になってもらえてまた、報酬を安く受けてくれるとうれしい。
- 障害者の金銭管理について、親が活着ている間は親が管理しているので、親以外の方が本人のお金の管理をすることになると思ったことがない。
- 成年後見を利用しようとした時、障害がある場合には話をして理解するまでに時間がかかる。成年後見制度の説明をする人と本人との間に信頼関係がないと制度利用は難しい。
- 成年後見制度のメリットとデメリットを本人に十分説明する必要がある。
- 障害当事者としては、成年後見制度を知りたいし、情報提供してくれる場があるといい。その人にとって損なのか徳なのかを知りたい。

- 障害当事者は支援を受けることが多いので将来のことが漠然と不安であり、金銭的なことも心配である。
- 社協が中核的な機能を担うことになるのか
- 本人の権利を守るために成年後見制度があるべきなのに、周りの人のための制度になっていないか。
- 成年後見制度が広がっていくためには申請の支援も必要ではないか。特に未成年後見の申請が複雑である。
- 成年後見制度の利用が進まない理由の一つには、グループホームや施設に入っている利用者の場合、施設の人が金銭管理をやってくれるので困らない。本質を考えるとそれでいいのか、権利擁護を考える場合、中立的な第三者が必要なのではないか。
- 成年後見制度の区長申立をする時、支援者間で総合的に判断（関係のある親族が死亡しているのかなど）するが、どうしても慎重になってしまう。保佐、補助類型だと本人が保佐人、補助人を付けることを嫌がる場合もある。支援者は必要だと感じて本人が拒否的だと、制度を利用することが本人のためにいいのか疑問を感じることもある。
- 後見制度についてのアンケートを、イベントで区民に向けて実施したい。
- 障害者・児の親も出席しやすい時間帯に、成年後見制度の勉強会を開催して成年後見制度の理解を深めたい。成年後見制度は親にとって事前に知っておくことで安心する制度である。将来「この仕組みを使えば安心できるんだな」と思える勉強会を開催したい。
- 障害のある人がちょっとしたことを相談できるような、ミニ相談場所があるといい。
- 地域で暮らす障害者の権利擁護ということでも、基幹と就労と社協が連携して身近で安心して相談できる場所を作りたい。行政や専門職だけでは出来ない。インフォーマルな資源を活用する必要がある
- 行政が出来ること、地域が出来ること両輪で考えていかなければならない
- 障害がある方の、身近なところに相談できる人や場所→近所のサポーター、民生委員の存在は非常に大きい
- 障害者の親の会は、成年後見制度というテーマで今までも勉強会は行っている。
- 後見人としては、成年後見制度を使いやすくするためのニーズが知りたい。
- 勉強会では講師から成年後見制度について、親と当事者にとってわからないことを、分かりやすく話をしてもらいたい。講師の話を聞いて親会から質問できる形を作りたい。
- 勉強会を開催するにあたっては。来週（2/26～の週）知的障害相談員の会があるので呼びかけみる。
- 親の会のメンバーが勉強会に出席できる時間帯は13:00～15:00が妥当ではないか。
- まずは、インフォーマルな形で実施する。
- 3月10日ぐらいに「明日に創る会」を障害者会館で行うので勉強会の声掛けをしてみたい。
- 勉強会には精神障害の方やその家族の参加も可能とする。
- 勉強会を実施し、30年度第1回権利擁護部会までに各委員に報告メールを送るので事前に読んでいただき、30年第1回権利擁護部会で議論したい。
- 成年後見制度利用促進法の基本計画において権利擁護支援の「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」の推進につなげていきたい。

他の議論

- 権利擁護部会での話し合いを区民へ発信をしていきたい。来年度、成果を出していきたい。
- 来期、社会的入院についての実態調査をしたらどうか。障害者の権利擁護という観点から、どこに住むかの住居の問題は重要である。
- 選挙以外のことでの意思決定支援について話し合ったらどうか。
- それぞれの立場や、いろんな場面での意見が出るが、文京区としてまた、自立支援協議会として何を残すことが出来るのか、誰がどんな形で課題を解決していけるか、会の役割として解決していける事や、方向性を考えたい。

来期の抱負

来期は具体的な実行に移したい。

権利擁護専門部会に参加して、これをやっていて良かったと思える会にしていきたい。

(3) その他

- 権利擁護部会は4回の開催。
 - 1回 成年後見制度について（学習会の学び・振返）（開催時期は5月か6月で実施したい）
 - 2回 成年後見制度について
 - 3回 選挙について（意思決定支援）
 - 4回 一年を通じたの振返り

平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第2回権利擁護専門部会 要点記録（案）

- 1 日時 平成30年11月22日（木）午後6時30分～8時00分
- 2 場所 文京区民センター2階 2B会議室
- 3 出席者：松下功一（部会長）・新堀季之（副部会長）・大形利裕・安達勇二・箱石まみ
・本山棗子・賀藤一示・久米佳江・平石進・永尾真一・小谷野恵美
欠席者：高山直樹（協議会会長）・美濃口和之・浦崎寛泰・杉浦幸介・渋谷尚希
- 4 次第
 - 1 開会
 - 2 議題
 - （1）今年度の権利擁護専門部会の予定について
 - （2）文京区における成年後見制度の課題について
 - （3）次回以降の日程について
 - （4）その他
- 5 配付資料
 - ・開催次第
 - ・委員名簿 【資料第1号】
 - ・今後の権利擁護専門部会の予定 【資料第2号】
 - ・成年後見制度利用促進に関する法律を受けての成年後見制度の現在の課題 【資料第3号】
 - ・第1回権利擁護専門部会要点記録 【参考資料】

6 意見等

議題

- （1）今年度の権利擁護専門部会の予定について

【資料第2号】

平成30年度の権利擁護専門部会の今後の開催時期・内容（案）を事務局より説明

○障害者計画等のアンケート調査の項目は当事者が回答しやすい視点を持ったものが必要ではないか。

- （2）文京区における成年後見制度の課題について

【資料第3号】

過去3年間の権利擁護専門部会であがった成年後見制度に関する意見をグループ化した資料を用いて事務局より説明

【資料第3号の過去の意見を振り返ってみて】

○グループ化して一覧になっていると流れがわかって良い。

○障害の子を持つ保護者の中に成年後見制度という名前は知られてきているように感じられる。そのため、実際に利用しようとする人が相談できる窓口の一覧表があると良い（障害者を診る医院・歯科医院マップの様な）。すべてがボランティアとはいかないと思われるため相談窓口は全てが無料でなくても良いのではないかな。

→一覧とは地区ごとに分布された地図のようなものですか。

→はい。障害者を診る医院・歯科医院マップにはバリアフリーの情報なども記載されています。

→地域資源マップを社協が作成している（インフォーマルな社会資源を整理したマップ）。このマップに記載してもいいのではないかな。

○概要ではなく自身の場合の相談を個別にしたい人が増えてきている。専門家へ直接相談することに抵抗を感じる人が少なくなっている。（制度について一定の知識を持つ人が増えた）

○制度利用を希望する人が様々な情報から選択できるようになると良い。

→地域資源マップに成年後見制度相談窓口一覧を載せても良いのではないかな。

○ワンストップの窓口も良いが、金銭面の相談、身上面の相談など分野ごとの専門相談ができるとう良い。

○既存の資源の中では、社協の「専門家による個別相談会」が一番皆さんの要望に近いものではないかな。

○ダイレクトに相談したい窓口にたどり着ける人だけではないと思われるため、どこに相談すればいいのか教えてくれる窓口が広がっていくとう良い。

○基幹相談支援センターにも制度の相談窓口がある。

○制度の利用期間の平均値などを示した統計はあるかな。

→特にない。

○障害の場合で若いうちから後見人がついていると、高齢分野に比べたら制度の利用期間は必然的に長期となる。そのため、報酬も高齢分野に比べ高額になってしまう。

○報酬助成の制度運用が自治体によって異なっている。文京区に関しては、以前は区長申立のみが報酬助成の対象であった。現在は親族申立等も対象となっているが、本人が区内在住であることを前提としている。区外の施設に入所すると、原則として報酬助成の対象から外れてしまう。区としてサポートが充実していけると良い。

○財源の確保が大切。基金をつくるなどの仕組みがあると良い（国の政策レベルで）報酬助成については介護保険のような仕組みがない。声を挙げ続けていくことが大切。

○報酬助成の基金は権利擁護専門部会の報告書に記載しても良いのではないかな。

○認知症の人への制度利用は進んでいるのかな。

→認知症の人全員が制度を利用しているわけではない。必要な人が利用をしていないことは問題である。

○区長申立の件数は増えているかな

→知的障害者の区長申立は年に1ケースほど。精神障害者は今年度初めて1ケースの申立を行い、あともう1ケースの申立を行う予定。高齢者は20ケース以上の申立を行っている。

○区長申立は基本的に後見類型の人を対象としている。精神障害者で後見類型にあたる人は少ないのではないかな。

○区長申立は手続きに慣れるまでは時間がかかってしまう。慣れてからは手続きがスムーズになる。

- 区長申立はどの分野であっても同じスピード感で手続きを進められるようであるべき。担当が変わってもスピード感の変わらない仕組み作りが大切。
- 両親が亡くなり障害のある子だけが取り残され、不動産もあるような場合は区長申立もありうるか。
 - 他に申立人がいなければ区長申立となる可能性が高い。
- 支援者（親族）が亡くなるなどしていなくなり、その後誰にも気づかれずに本人の生活が乱れてから発見されてしまうこともある。発見が遅くならないように支援者はなるべく早い段階でどこかの機関に情報だけでもつないでおけると良い。
- 障害を持つ子の保護者はどうしても費用面に心配がいつてしまう。親なき後の財産をどうするかなどファイナンシャルプランナーのような身近に相談できる窓口があっても良いのではないかと思う。
- 障害を持つ子の保護者が元気なうちにどこかの機関へ相談しておかないと、高齢になってからはなかなか動きづらい。
- 社協も成年後見制度の推進機関であるが、高齢の方の相談が多いイメージがある。
- 社協の権利擁護センターは成年後見制度の推進機関でもあるが、地域福祉権利擁護事業も行っている。障害分野の利用も広がっていくと良い。
 - 障害という言葉が書いてあると保護者はわかりやすい。
- いきなり成年後見制度の利用という選択肢だけではない。まずは様々な情報を知ってほしい。
- 民生委員のことを障害の人たちに知ってもらい、相談してもらえるようになると良い。
- 当事者にとって様々な制度の理解は難しい。（年金、生活保護、成年後見制度など）正しく理解ができていないと、制度の対象であっても本人は対象外と思い込んでしまっていて利用につながらないこともある。
- 生活のその時々に合わせてサポートを行いながら、将来を見据えた相談も行っていけると良い。
- 自治体だけでなく専門職団体の中にも報酬助成の体制をとっているところがある。このような情報が親族（保護者）にも知ってもらえたなら、成年後見制度利用に対する費用面についての不安が少し軽減できるのではないか。
- これまでの意見を集約し報告書へつなげていきたい。
- これまで出てきた課題に対しての対策まで提案できたら報告書としてまとまるのではないか。

（3）次回以降の日程について

第3回：平成31年1月24日（木）

第4回：平成31年2月18日（月）

内容については【資料第2号】にもとづき、時間や会場については開催通知で知らせる。

（4）その他

- 12月8日の地域支援フォーラムに積極的な参加をお願いしたい。